

取扱職種の範囲等

- ・当事業所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

手数料に関する事項

※求人者・求職者双方に対して、1（（1）～（3））、2（（1）又は（2））両方の明示が必要です。

選択して記載してください。

1. 求人者から徴収する手数料

（1）厚生労働省令で定める手数料（上限制手数料）

- ・別紙の手数料表により申し受けます。

（2）届出制手数料

- ・別紙の手数料表により申し受けます。

（3）労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料

- ・労災保険料に充てる額として、当該者の賃金の1000分の5.5（令和3年4月現在）以下の手数料を申し受けます。

2. 求職者から徴収する手数料

（1）手数料は一切申し受けません。

（2）手数料を徴収する場合

- ・別紙の手数料表により申し受けます。

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の 玉山です。
- ・苦情の申出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 玉山です。
- ・求人者又は求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

返戻金制度に関する事項

1. 返戻金制度を設けている場合

※設定している返戻金制度について具体的に記載。なお、「個々の契約により異なる」は不可

- ・紹介した人材が、自己の都合により1カ月未満で退職した場合は紹介手数料の80%の相当額 3カ月未満で退職した場合は50%の相当額 6カ月未満で退職した場合は20%の相当額を返金します。